

令和5年11月9日

組合員 各位

新得町農業協同組合  
代表理事組合長 太田 眞弘

## R5 肥料価格高騰緊急対策事業（道事業）の申請のご案内

日頃より、農協事業運営につきましては特段なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年に引続き本年度も北海道の肥料高騰対策事業が示されています。概要及び申請方法についてご案内申し上げます。

時節柄ご多忙とは存じますが、期日までのお手続きをお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事業の目的

化学肥料を購入する道内農業者の肥料購入費の負担軽減を図ることを目的とする。

#### 2. 給付単価 3,125 円/ t（道予算超過時は単価調整の可能性あり・t 未満切り捨て）

#### 3. 事業対象肥料

令和5年6月1日～令和5年12月31日の間に発注され、令和6年5月31日までに納品された化学肥料

※化学肥料＝肥料法に基づき普通肥料に規定される、窒素質肥料、リン酸質肥料、カリ質肥料、副産肥料等、複合肥料及びこれらの肥料を原則として配合される肥料。

#### <注意事項>

- ・次年度使用分で未発注の化学肥料については発注書での申請が主となります。12月10日を目途に発注を完了させて下さい。
- ・対象肥料については購入先でご確認願います。
- ・申請後の追加申請はできませんのでお気を付け願います。
- ・事業申請後の発注数量の減少や、返品は支援金の返還となります。発注数量の遵守をお願い致します。
- ・同一肥料をJAと商系で重複申請した場合は不正受給となりますのでご注意ください。

#### 4. JAによる 事業申請とりまとめについて

化学肥料の 発注・購入先	申請方法	申請 期日	必要書類	申請先
JA 生産資材課	JA でとりまとめて、一括申請と致します。	12/15 (金)	無し	JA 生産 資材課 64-5821
JA 生産資材課 を経由する 商系肥料			発注書	
商系直取引分	<p>購入先での申請となります。購入先 にご相談のうえ、申請をお願い致しま す。</p> <p><u>※購入先が申請者登録を行って いない場合は JA にご相談下さい。</u></p>		<p>JA で申請 する場合は ↓ ・発注書 (納品書) ・販売証明書 の何れか ※事業対象 肥料が分かるよう に記載されたもの</p>	JA 経営課 64-6499

※次年度使用分の化学肥料で未発注のものは、12月10日頃を目途に発注をお願い致します。

※発注書（納品書）・販売証明書等には以下の項目の記載が必須となります。

「・販売者名・購入者名・発注年月日（納品年月日）・商品名・商品規格重量・購入数量」

#### 5. 支援金給付時期

令和6年3月頃を予定しています。

#### 6. その他

この内容は JA 新得町のホームページに掲載予定です。

掲載予定日 11月14日（火）